

## 利用目的変更時における本人意思確認手続の見直し

平成26年5月29日  
経済産業省

現行の個人情報保護法は、特定された利用目的との相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的を変更する場合には、本人の同意を得ることを求めている（第16条第1項）。また、OECD8原則（※）では、目的明確化の原則及び利用制限の原則が掲げられている。

そもそも、個人情報保護法が事業者に対して1)利用目的を「できる限り特定」させ、2)利用目的の達成に必要範囲を超えて利用することを禁じ、3)「できる限り特定」した利用目的を公表等することを求めているのは、本人が事業者に対して個人情報を提供するにあたって、自らのどのような情報が、どのように扱われるのか、本人が承知した上でサービス等の利用を開始できるようにすることで、予期しない本人の権利利益の侵害の発生を未然に防ぐためである。

このような観点からは、事業者が個人情報を取得する際に、利用目的をより具体的に記載し、本人の予見可能性を高めることで安心して個人情報を提供できる環境を整えることが望ましい。

一方で、情報利活用に係る技術の進歩によって、大量の多種多様なデータの蓄積、分析等が可能になり、データそのものが持つ多角的な価値を、経済社会の発展に活かしていくことが求められるようになってきている。このような状況においては、取得時には予想もしなかったような目的によるデータの利活用により、新たな価値を創造していくような事業者の取組は、本人のプライバシー保護に配慮しつつ、制度的に後押ししていくことが望ましい。

実際、企業実態によっては、新たな価値を生み出すデータの中心が、多くの顧客から得た大量のデータになっていく中で、利用目的の変更に関し、本人に確認しようにも事後的に本人にアクセスすることが困難であったり、新たなサービスの成功可能性も不確かな中で、現状のサービスの継続すら困難になるほどに手続面でのコストがかかったりするために、せっかくのアイデアの具体化を断念せざるを得ないとの懸念がしばしば示される。

このような状況の下、新たな可能性を切り開こうとする事業者においては、

現状の制度の枠組みを前提とすれば、取得時にできる限り包括的に利用目的を提示することへの強い動機をもつようになることは想像に難くない。少なからぬ事業者が、新たな発展の可能性を追求しようとするほどこういった動機を持たざるを得なくなっていくとしたならば、「自らのどのような情報が、どのように扱われるのか、本人が承知した上でサービス等の利用を開始できるようにすることで、予期しない本人の権利利益の侵害の発生を未然に防ぐ」という個人情報保護法の趣旨を危うくするものであり、本人のプライバシー保護の観点から望ましいものではない。

このような状況に鑑みると、以下の諸点を踏まえて、保護と利活用のバランスのとれた、利用目的変更に関する新たな本人意思確認のための手続を設けるはどうか。

- ① 新たな状況下において、事業者が、引き続き、利用目的をできるだけ特定することを志向するような枠組みが維持できるようにすること
- ② 本人にとって、技術革新の下での多様なデータの活用可能性を、十分に予見できるようにすること
- ③ （形式的な同意ボタンのクリックの繰り返しではなく）事業者に対し、本人の意思が、意味ある形で表明できる枠組みとなること
- ④ 事業者が提示する選択肢を拒否する手続を設けた場合、「その手続を用いて拒否しない」という本人の行為（意思表示）を、同意の意思表示であると理解できるようにするために必要十分な手続を設けること（事後的に本人に対して自己の個人情報の利用目的の変更について拒絶する機会を与えることでその変更を認める方策（オプトアウト）の導入の工夫）

※OECD8原則〔1980年（昭和55年）〕

目的明確化の原則、利用制限の原則、収集制限の原則、データ内容の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則

以上

# 利用目的の変更に関する本人意思確認手続のパターン

## データ取得時の手続

	・利用目的の明示	・利用目的の明示 ・一定範囲での変更可能性の 事前告知	・利用目的の明示 ・一定範囲での変更可能性の 事前告知 ・一定範囲での変更可能性に ついて本人同意
本人に同意する旨の意思表示を求める	A	B	C
利用目的が変更されることを予め本人に個別に通知し、あわせてオプトアウトの手続を本人に個別に通知する。	D	E	F
利用目的が変更されることを予め公表し、あわせてオプトアウトの手続を公表する。	G	H	I
利用目的が変更されることを本人に個別に通知する。	X		J
利用目的が変更されることを公表する。	X		K

利用目的の変更時の手続